**令和７年度**

**【No.12-３】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○ 指定短期入所**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定短期入所）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　　　２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第３　設備に関する基準

設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　第４　運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　３　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　５　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　　６　介護給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　７　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　　９　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

10　指定短期入所の開始及び終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

11　入退所の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

12　指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の

支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　　 12の２ 利用者負担額等に係る管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

13 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

14　介護給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

15　指定短期入所の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

16　サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

17 緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

18 支給決定障害者等に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

19　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

20　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

21　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

22　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

23　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

24　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

25　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

26　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

27　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

28　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

29　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

30　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

31　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

32　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

33　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

34　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

35　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

36　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

37　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

38　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

39　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

40　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

第５　共生型障害福祉サービスに関する基準

１ 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準・・・・・　３６

　２　共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準・・　３８

３ 準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

４ 電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準

１　 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例・・・・・・・・・・・・　４０

　　　 ２ 利用者担額等の受領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　　　　　３　 電磁的記録等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　第７　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　　　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

２　短期入所サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

３　短期利用加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

３－２　常勤看護職員等配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

３－３　医療的ケア対応支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

３－４　重度障害児・障害者対応支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

４　重度障害者支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

５　単独型加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

６　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

７　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

８　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

９　食事提供体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

10　緊急短期入所受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

11　定員超過特例加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

12　特別重度支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

13　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

14　日中活動支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

15　医療型短期入所受入前支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

16　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

17　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

18　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

19　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

20　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 指定短期入所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定短期入所）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第１　基本方針**  **第２　人員に関する基**  **準**  **１　従業者の員数** | （１）指定短期入所事業者は，利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。  （２）指定短期入所事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （３）指定短期入所の事業は，利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。  （１）法第５条第８項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所）を設置する場合において，当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は，次に掲げる場合に応じた数となっているか。  ① 指定障害者支援施設その他の法第５条第８項に規定する施設（入所によるものに限り，②に掲げるものを除く。）（入所施設等）である当該施設が，指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合  　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において，当該施設として必要とされる数以上  ② 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。），指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定自立訓練（生活訓練）事業者等）である当該施設が，指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合  　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ，それぞれア又はイに定める数  ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。），指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定自立訓練（生活訓練）等）を提供する時間帯  　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （１）併設事業所の場合  　　「当該施設として必要とされる数」とは，当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人  数をいうものであって，例えば，生活介  護を行う障害者施設である。 | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 法第43条  平25県条例第37号  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第114条  法第43条第１項  平18厚令171第115条第１項  平18障発第1206001号  第六２(1)① |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）  　次のａ又はｂに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに定める数  ａ 当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上  ｂ 当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  （２）法第５条第８項に規定する施設が，その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業者の員数は，次に掲げる場合に応じた数となっているか。  ① 入所施設等である当該施設が，指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合  　当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において，当該施設として必要とされる数以上  ② 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が，指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合  　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ，それぞれア又はイに定める数  ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯  　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）　次のａ又はｂに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の  数の区分に応じ，それぞれａ又はｂに掲げる数  ａ 当該日の指定短期入所の利用者の数が６以下　１以上  ｂ 当該日の指定短期入所の利用者の数が７以上　１に当該日の指定短期入所の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  （３）併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （２）空床利用型事業所の場合  　 当該併設本体施設として必要とされ  　　る数」とは，(１)の併設事業所の場合と同じものであること。  なお，介護保険法による指定短期入  　　所生活介護事業所又は基準該当短期入  　　所生活介護事業所について，空床利用  型事業所として指定する場合における  当該空床利用型事業所に置くべき従業  者の員数は，「指定居宅サービス等の  事業の人員，設備及び運営に関する基  準」（平成11年厚生省令第37号）第  121条第１項各号に掲げる指定短期入  所生活介護事業所に置くべき従業者の  員数を確保していれば足りること。  ○　ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても，障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については，他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ，利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう，生活支援員のほか，医師及び看護職員も含め，必要な職種の従業者が確保されるよう努めているか。 | ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上 | 平18厚令171  第115条第２項  平18障発第1206001号  第六２(1)②  平18厚令171第115条第３項  平18障発第1206001号  第六２(1)④ウ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　管理者** | ①　指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所，指定就労継続支援Ｂ型事業所，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において，指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　指定生活介護，指定自立訓練（機能訓練），指定自立訓練（生活訓練），指定就労継続支援Ａ型，指定就労継続支援Ｂ型，指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助，外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって，アに掲げる時間以外の時間の場合　次のａ又はｂに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ，それぞれ ａ又はｂに掲げる数  ａ　当該日の利用者の数が６以下　１以上 ｂ　当該日の利用者の数が７以上　１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ②　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合　①のａ又はｂに掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ，それぞれ①のａ又はｂに掲げる数  指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし，指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は，当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定短期入所事業所以外の事業所，施設等の職務に従事することができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ２　管理者  ○　指定短期入所事業所の管理者は，以下の場合であって，当該指定短期入所事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。  ア　当該指定短期入所事業所のサービス  管理責任者又は従業者としての職務に  従事する場合  イ　当該指定短期入所事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定短期入所護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 | ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表 | 平18厚令171第116条準用（第51条）  平18障発第1206001号第六２(2)準用(第四１(7)①) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第３　設備に関する基準**  **設備及び備品等** | （１）指定短期入所事業所は，併設事業所又は法第５条第８項に規定する施設の居室であって，その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。  （２）併設事業所にあっては，当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときに，当該併設本体施設の設備(居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。  （３）空床利用型事業所にあっては，当該施設として必要とされる設備を有しているか。  （４）単独型事業所にあっては，居室，食堂，浴室，洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。  （５）(４)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。  　① 居室  　　ア　居室の定員は，４人以下となっているか。  イ　地階に設けていないか。  ウ　利用者１人当たりの床面積は，収納設備等を除き８平方メートル以上となっているか。  　　エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  　　オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。  　② 食堂  　　ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。  　　イ　必要な備品を備えているか。  　③ 浴室  　　　利用者の特性に応じたものであるか。  　④ 洗面所  　　ア　居室のある階ごとに設けているか。  　　イ　利用者の特性に応じたものであるか。  ⑤ 便所  　　ア　居室のある階ごとに設けているか。  　　イ　利用者の特性に応じたものであるか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171第117条第１  項  平18厚令171第117条第２  項  平18厚令171第117条第３  項  平18厚令171第117条第４  項    平18厚令171第117条第５  項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **第４　運営に関する基**  **準**  **１　内容及び手続の説**  **明及び同意**  **２　提供拒否の禁止**  **３　連絡調整に対する**  **協力** | （１）指定短期入所事業者は，支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定短期入所事業者は，社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  指定短期入所事業者は，正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  指定短期入所事業者は，指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  　①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  　②　当該事業の経営者が提供する指定短期入所の内容  　③　当該指定短期入所の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  　④　指定短期入所の提供開始年月日  　⑤　指定短期入所に係る苦情を受け付けるための窓口  ○　利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。  ○　提供を拒むことのできる正当な理由  　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合  ※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  　③　入院治療が必要な場合 | ○重要事項説明書  ○利用契約書    ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他利用者に交付した書面 | 法第43条第２項  平18厚令171第125条  準用（第9条第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(1))  平18厚令171第125条  準用（第９条第２項）  平18厚令171第125条準用（第11条）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(3)(②を除く))  平18厚令171第125条  準用（第12条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　サービス提供困難時の対応**  **５　受給資格の確認**  **６　介護給付費の支給**  **の申請に係る援助**  **７　心身の状況等の把**  **握**  **８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等** | 指定短期入所事業者は，指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  指定短期入所事業者は指定短期入所の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有・無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）指定短期入所事業者は，短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定短期入所事業者は，短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  指定短期入所事業者は，指定短期入所の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定短期入所事業者は，指定短期入所を提供するに当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定短期入所事業者は，指定短期入所の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用申込者に対する外の事業者への紹介方法はどのように行っているか。  ○　事前に近隣の指定短期入所事業所等の情報を収集するなど問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 | ○受給者証（写）  ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上 | 平18厚令171第125条  準用（第13条）  平18厚令171第125条  準用（第14条）  平18厚令171第125条  準用（第15条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第15条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第16条）  平18厚令171第125条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第17条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **９　サービスの提供の記録**  **10　指定短期入所の開始及び終了**  **11　入退所の記録の記載等** | （１）指定短期入所事業者は，指定短期入所を提供した際は，当該指定短期入所の提供日，内容その他必要な事項を指定短期入所の提供の都度,記録しているか。  （２）指定短期入所事業者は，（１）の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定短期入所事業者は，介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に，指定短期入所を提供しているか。  （２）指定短期入所事業者は，他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により，指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。  （１）指定短期入所事業者は，入所又は退所に際しては，指定短期入所事業所の名称，入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を，支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  （２）指定短期入所事業者は，自らの指定短期入所の提供により，支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は，当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者及び指定短期入所事業者が，その時点での指定短期入所の利用状況等を把握できるようにするため，当該指定短期入所の提供日，提供したサービスの具体的内容，実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を，後日一括して記録するのではなく，サービスの提供の都度記録しなければならない。    ○　指定短期入所は，いたずらに長期間利用することがないよう，客観的な利用者の生活状況等を踏まえ，より適切な入所期間とすること。  ○　市町村への提出は，介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 | ○サービス提供の記録  ○同上  ○受給者証（写） | 平18厚令171第125条  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第六4(8)  準用(第三３(9)①)  平18厚令171第125条  準用（第19条第２項）  平18厚令171  第118条第１項  平18障発第1206001号  第六４(1)①  平18厚令171  第118条第２項  平18厚令171  第119条第１項  平18厚令171  第119条第２項  平18障発第1206001号  第六４(2)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **12　指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等**  **12の２　利用者負担額に係る管理**  **13　利用者負担額等の受領** | (１) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  　（ただし，13の（１）から（３）までに掲げる支払については，この限りでない。）  指定短期入所事業者は，支給決定障害者等の依頼を受けて，当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において，当該指定短期入所事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定短期入所事業者は，指定短期入所を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。  （２）指定短期入所事業者は，法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は，支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３）指定短期入所事業者は，（１）及び（２)の支払を受ける額のほか，指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者等から受けているか。  ①　食事の提供に要する費用  　　　　（次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　指定短期入所事業所の利用者のうち，障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第１号に掲げる者のうち，支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては，その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては，16万円未満）であるもの又は第２号 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○利用者負担額上  限管理通知(控)  ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上 | 平18厚令171第125条  準用（第20条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第20条第2項）  平18厚令171第125条  準用（第22条）  平18厚令171  第120条第１項  平18厚令171  第120条第２項  平18厚令171  第120条第３項  平18障発第1206001号  第六４(3)②  平18厚令171  第120条第４項  平18厚告545　二のイ  平18政令10  第17条第１～４号 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **14　介護給付費の額に係る通知等**  **15　指定短期入所の取扱方針** | から第４号までに掲げる者に該当するものについては，  食材料費に相当する額  　　②　光熱水費  　　③　日用品費  　　④　①から③に掲げるもののほか，指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの  （４）（３）の①及び②に掲げる費用については，平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。  （５）指定短期入所事業者は，（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  （６）指定短期入所事業者は，（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者等に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者等の同意を得ているか。  （１）指定短期入所事業者は，法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  （２）指定短期入所事業者は，法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定短期入所の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して，交付しているか。  （１）指定短期入所は，利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。  （２） 指定短期入所事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  （３）指定短期入所事業所の従業者は，指定短期入所の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその介護を行う者に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。  （４）指定短期入所事業者は，その提供する指定短期入所の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
|  | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ○　介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって，お世話料，管理協力費，共益費，施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず，費用の内訳が明らかにされる必要がある。  ○　明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっていること。  ○　「サービスの提供方法等」とは，指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。 | | ○管理規程  ○重要事項説明書  ○領収証（控）  ○重要事項説明書  ○通知（写）  ○サービス提供証明書（写） | 平18障発第1206002号  ２(2)  平18厚令171  第120条第4項  平18厚告545  平18厚令171  第120条第５項  平18厚令171  第120条第６項  平18厚令171第125条  準用（第23条１項）  平18厚令171第125条  準用（第23条２項）  平18厚令171  第121条第１項  平18厚令171  第121条第２項  平18厚令171  第121条第３項  平18障発第1206001号  第六４(4)  平18厚令171  第121条第４項 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **16　サービスの提供** | （１）指定短期入所の提供に当たっては，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  （２）指定短期入所事業者は，適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしているか。  （３）指定短期入所事業者は，その利用者に対して，支給決定障害者等の負担により，当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。  （４）指定短期入所事業者は，支給決定障害者等の依頼を受けた場合には，利用者に対して食事の提供を行っているか。  （５）利用者の食事は，栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに，適切な時間に提供しているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の家庭環境等を十分踏まえ，自立している機能の低下が起きないようにするとともに，残存機能の維持又は向上が図られるよう，適切な技術をもって支援すること。  また，同一法人内の複数の指定短期入所事業所において，同一利用者へ短期入所が提供される場合，その利用者の状態や意向等を踏まえることなく，当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。  なお，サービスの実施に当たっては，利用者の人格に十分に配慮して実施すること。  ○　入浴の実施に当たっては，事前に健康管理を行い，入浴することが困難な場合は，清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めること。  ○　指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については，提供する手段によらず，年齢や障害の特性に応じて，適切な栄養量及び内容の食事を確保するため，栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか，次の点に留意して行うこと。  （Ⅰ）利用者の嗜好，年齢や障害の特性に配慮するとともに，できるだけ変化に富み，栄養のバランスに配慮したものであること。  （Ⅱ）調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。  （Ⅲ）適切な衛生管理がなされていること。  ○　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが，指定短期入所事業者は，受託事業者に対し，利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう，定期的に調整を行わなければならない。 | ○献立表  ○委託契約書 | 平18厚令171  第122条第１項  平18障発第1206001号  第六４(5)①  平18厚令171  第122条第２項  平18障発第1206001号  第六４(5)②  平18厚令171  第122条第３項  平18厚令171  第122条第４項  平18障発第1206001号  第六４(5)➂ア  平18厚令171  第122条第５項  平18障発第1206001号  第六４(5)➂イ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **17　緊急時等の対応**  **18　支給決定障害者等に関する市町村への通知**  **19　運営規程**  **20　業務継続計画の策定等** | 従業者は，現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定短期入所事業者は，指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　指定短期入所事業者は，次に掲げる事業（第２の１の（２）の規定の適用を受ける施設にあっては③を除く。）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  ③　利用定員  　④　指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　⑤　サービス利用に当たっての留意事項  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　非常災害対策  　⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑩　その他運営に関する重要事項  ※　指定短期入所事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。＜平18障発第1206001号第六(6)②＞  （１）指定短期入所事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定短期入所事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定短期入所事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては，利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する担当者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○運営規程  ○業務継続計画  ○研修及び訓練の記録  ○業務継続計画の見直しを行ったことがわかる書類 | 平18厚令171第125条  準用（第28条）  平18厚令171第125条  準用（第29条）  平18厚令171第123条  平18障発第1206001号  第六４(6)①  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）  平18厚令171第125条  準用（第33条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第125条  準用（第33条の２第２項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第125条  準用（第33条の２第３項）  令３厚令10附則第３条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **21　定員の遵守**  **22　身体拘束等の禁止**  **23　秘密保持等** | 指定短期入所事業者は，次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。  ただし，災害，虐待その他やむを得ない事情がある場合は，この限りでない。  ①　併設事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ②　空床利用型事業所にあっては，当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては，共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ③　単独型事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  （１）指定短期入所事業者は，指定短期入所の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定短期入所事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定短期入所事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  （１）指定短期入所事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定短期入所事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定短期入所事業者は，他の指定短期入所事業者等に対し　て，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | いない・いる  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。  　① 併設事業所の場合  　　　併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数  　②　空床利用型事業所の場合  　 指定障害者支援施設等の居室のベッド数  　③ 単独型事業所の場合  　　　単独型事業所が行う指定短期入所の  専用の用に供される居室のベッド数  ○　指定短期入所事業者は，当該指定短期入所事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じること。  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定短期入所事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。  　　なお，この同意は，サービス提供開始時  　に利用者及びその家族から包括的な同意  を得ておくことで足りる。 | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適  　正化のための指  　針  ○研修実施がわか  　る書類  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書 | 平18厚令171第124条  平18障発第1206001号  第六４(7)  平18障発第1206001号  第四３(18)参照  平18厚令171第125条  準用（第35条の２第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)準用(第三３(26)  ①)  平18厚令171第125条  準用（第35条の２第２項）  平18障発第1206001号  第六４(8)準用(第三３(26)  ①)  平18厚令171第125条  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条  平18障発第1206001号  第六４(8)準用(第三３(26)  ②，③)  平18厚令171第125条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第六４(8)準用(第三３(27)  ②)  平18厚令171第125条  準用（第36条第３項）  平18障発第1206001号  第六４(8)準用(第三３(27)  ③) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **24　情報の提供等**  **25　利益供与等の禁止**  **26　苦情解決** | （１）指定短期入所事業者は，指定短期入所を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定短期入所事業者は，当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  （１）指定短期入所事業者は，一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定短期入所事業者は，一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （１）指定短期入所事業者は，その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定短期入所事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定短期入所事業者は，その提供した指定短期入所に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，具体的には，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  　　当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。  ○　苦情に対し指定短期入所事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（指定短期入所事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録すること。  ○　指定短期入所事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 平18厚令171第125条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第38条第１項）  平18厚令171第125条  準用（第38条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(29)①)  平18厚令171第125条  準用（第39条第２項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(29)②)  平18厚令171第125条  準用（第39条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **27　事故発生時の対応** | （４）指定短期入所事業者は，その提供した指定短期入所に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定短期入所事業者は，その提供した指定短期入所に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定短期入所事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定短期入所事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定短期入所事業者は，利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定短期入所事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定短期入所事業者は，利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定短期入所事業者が定めておくことが望ましい。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ○　指定短期入所事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ○　指定短期入所事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。 | ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 平18厚令171第125条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第125条  準用（第39条第５項）  平18厚令171第125条  準用（第39条第６項）  平18厚令171第125条  準用（第39条第７項）  平18厚令171第125条  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(30))  平18厚令171第125条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第40条第３項）  参考  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **28　虐待の防止**  **29　会計の区分**  **30　記録の整備**  **31　相談及び援助**  **32　管理者の責務**  **33　勤務体制の確保等** | 指定短期入所事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定短期入所事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  指定短期入所事業者は，指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに，指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定短期入所事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）指定短期入所事業者は，利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し，当該指定短期入所を提供した日から５年間保存しているか。  指定短期入所事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定短期入所事業所の管理者は，当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  （２）指定短期入所事業所の管理者は，当該短期入所事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号「指定障害福祉サービス基準」第６章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  （１）指定短期入所事業者は，利用者に対し，適切な指定短期入所を提供できるよう，指定短期入所事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定短期入所事業者は，少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から５年間備えていること。  　① 指定短期入所に関する記録  　　ア　９（サービスの提供の記録）に規定する指定短期入所の提供に係る記録  　　イ　26（苦情解決）に規定する苦情の内容等に係る記録  　②　18（支給決定障害者等に関する市町村への通知）に規定する市町村への通知に係る記録 | ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  帳簿等の会計  書類  ○各種記録簿冊  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿  ○組織図  ○従業者の勤務表 | 平18厚令171第125条  準用（第40条の２）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(31))  令３厚令10附則第２条  平18厚令171第125条  準用（第41条）  平18厚令171第125条  準用（第42条第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(33))  平18厚令171第125条  準用（第42条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第60条)  平18厚令171第125条  準用（第66条第１項)  平18厚令171第125条  準用（第66条第２項)  平18厚令171第６章  平18厚令171第125条  準用（第68条第１項) |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **34　非常災害対策**  **35　衛生管理等** | （２）指定短期入所事業者は，指定短期入所事業所ごとに，当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。  　　　ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りではない。  （３）指定短期入所事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定短期入所事業者は，適切な指定短期入所の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定短期入所事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定短期入所事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定短期入所事業所は，(２)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  （１）指定短期入所事業者は，利用者の使用する施設及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ○　調理業務，洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については，第三者への委託等を行うことは認められる。  ○　指定短期入所事業所の従業者の資質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該指定短期入所事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。  ○ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは，消防法(昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  ○　「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。  　　この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせていること。  ○　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  ○　基準第70 条第３項は，指定療養介護事業者が前項に規定する避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  ○　従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきである。  （留意点） | | ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○感染予防に関する職員研修記録等 | 平18厚令171第125条  準用（第68条第２項)  平18障発第1206001号第六４(8)準用(第四３(17)②)  平18厚令171第125条  準用（第68条第３項)  平18障発第1206001号第六４(8)準用(第四3(17)③)  平18厚令171第125条  準用（第68条第４項)  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第四3(17)④)  平18厚令171第125条  準用（第70条第１項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第四３(19))  平18厚令171第125条  準用（第70条第２項）  平18厚令171第125条  準用（第70条第３項）  平18厚令171第125条  準用（第90条第１項）  平18障発第1206001号第六４(8)準用(第五３(9))第四３(20)参照 | |  |
| ア　指定短期入所事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  イ　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するため，適切な措置を講じること。  ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 | | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **36　地域との連携等**  **37　健康管理**  **38　協力医療機関**  **39　掲示** | （２）指定短期入所事業者は，指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　指定短期入所護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　指定短期入所事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  　　※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  指定短期入所事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の，地域との交流に努めているか。  指定短期入所事業者は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。  指定短期入所事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  指定短期入所事業者は，指定短期入所事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定短期入所事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させいるか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の健康管理は，保健所等との連絡の上，医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし，利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じていること。  ○　協力医療機関は，指定短期入所事業所から近距離にあることが望ましい。  ○　重要事項を事業所の見やすい場所に掲示すること。  ○　基準第35条第１項は，指定居宅介護事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有・無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア 指定居宅介護事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ 従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ○　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | | ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○協力医療機関等の契約書等  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 平18厚令171第125条  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条  平18厚令171第125条  準用（第74条）  平18厚令171第125条  準用（第87条）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第五３(6))  平18厚令171第125条  準用（第91条）  平18障発第1206001号第六４(8)準用(第五３(10))  平18厚令171第125条準用  （第92条第１項・第２項）  平18障発第1206001号  第六４(8)  準用(第三３(25)) | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **40　電磁的記録等**  **第５　共生型障害福祉サービスに関する基準**  **１　共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準** | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  短期入所に係る共生型障害福祉サービス（共生型短期入所）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス基準第121条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防居宅サービス等基準第129条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は，当該事業に関して，以下の基準を満たしているか。  （１）指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定短期入所生活介護事業所等）の居室の面積を，指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（指定短期入所生活介護等）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。  　（２）指定通短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が，当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該短期入所介護事業所等として必要とされる数以上であること。  （３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供する  ため，指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的  支援を受けていること。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
|  | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○電磁的記録簿冊  ○平面図  【目視】  ○利用者数が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類（実績表等） | 平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  平18厚令171第125条の２ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **２　共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準**  **３　準用**  **４　電磁的記録等** | 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は，当該事業に関して，以下の基準を満たしているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊　室を設ける場合は，当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除した面積が，おおむね7.43平方メートル以上であること。  （２）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。  （３）共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供　するため，指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  （第１の（３），第２の２及び第４を準用）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○平面図  【目視】  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同準用項目と同一文書  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第125条の３  平18厚令171第125条の４準用（第９条，第11条から第17条まで，第19条，第20条，第22条，第23条，第28条，第29条，第33条の２，第35条の２から第42条まで，第51条，第60条，第66条，第68条から第70条まで，第74条，第87条，第90条から第92条まで，第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。））  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **第６　基準該当障害福祉サービスに関する基準**  **１　指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例** | 基準該当短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとなっているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって，指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の６において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第５項又は第171条第６項に規定する宿泊サービスをいう。）を提供するものであること。  （２）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス，指定障害福祉サービス基準第163条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の６において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たり上限をいう。）の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては，６人）までの範囲内とすること。  （３）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第２項第２号ハ又は第175条第２項第２号ハに規定する個室をいう。）以外の宿泊室を設ける場合は，個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が，おおむね7.43平方メートル以上であること。  （４）基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため，指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | | | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類(利用者名簿等)  ○平面図  【目視】  ○定員関係の資料 | 法第30条第１項第２号ｲ  平18厚令171  第125条の５ | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **２　利用者負担額等の受領**  **３　電磁的記録等**  **第７　変更の届出等**  **第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い**  **１　基本事項**  **２　短期入所サービス費** | （第４の13の（２）から（６）を準用）  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。  （１）指定短期入所事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定短期入所事業者は，当該指定短期入所の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）指定短期入所に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第７により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）福祉型短期入所サービス費(Ⅰ) については，区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して，指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 該当する・しない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　福祉型短期入所サービス費については，昼食の提供を行わない場合には，福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すること。（ただし，日中におけるサ－ビス提供の有・無を明らかに判断できる材料がある場合を除く。） | ○同準用項目と同一文書  ○電磁的記録簿冊  ○変更届（控）  ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚令171第125条の３  準用（第120条第２項から第６項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項  法第46条第1項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23  法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第７の１の注１ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （２）福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)については，区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。）が，指定生活介護等若しくは基準該当生活介護，指定自立訓練(機能訓練)等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練），指定自立訓練(生活訓練)等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練），指定就労移行支援等，指定就労継続支援Ａ型等，指定就労継続支援Ｂ型等若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型を利用した日において，指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （３）福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)については，平成18年厚生労働省告示第572号｢障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分｣に規定する区分１（障害児支援区分１）以上に該当する障害児に対して，指定短期入所を行った場合に，同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （４）福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)については，障害児支援区分１以上に該当する利用者が，指定通所支援（指定通所支援基準第２条第３号に規定する指定通所支援をいう。），共生型通所支援（指定通所支援基準第２条第11号に規定する共生型通所支援をいう。）又は指定通所支援基準第54条の６に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス（指定通所支援等）を利用した日において，指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，障害児の障害の支援の区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （４－２）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)については，平成18年厚生労働省告示第556号｢厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者｣第５号の３に該当する者に対して，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （４－３）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)については，平成18年厚生労働省告示第556号｢厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者｣第５号の３に該当する者に対して，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，指定生活介護等，指定自立訓練（機能訓練）等，指定自立訓練（生活訓練）等，指定就労移行支援等，指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等を利用した日において，指定短期入所を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （４－４）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)については，平成18年厚生労働省告示第556号｢厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者｣第５号の４に該当する者に対して，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，指定短期入所を行った場合に，障害児の障害の支援の区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注２  平18厚告523  別表第７の１の注３  平18厚告572  平18厚告523  別表第７の１の注４  平18厚告523  別表第７の１の注４の２  平18厚告556別表第１  平18厚告523  別表第７の１の注４の３  平18厚告556別表第１  平18厚告523  別表第７の１の注４の４  平18厚告556別表第１ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （４－５）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)については，平成18年厚生労働省告示第556号｢厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者｣ 第５号の４に該当する者に対して，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において，指定短期入所を行った場合に，障害児の障害の支援の区分に応じ，１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  （４－６）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して，看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ，1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者については，算定していないか。  （４－７）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して，看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中のみの指定短期入所を行った場合に，障害児の支援の区分に応じ，1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ），福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）又は福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）の算定対象となる利用者については，算定していないか。  （５）医療型短期入所サービス費(Ⅰ)については，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号｢厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める施設基準｣の七のイに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （６）医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロに適合しているものとして県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，1日につき所定単位数を算定しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注４の５  平18厚告556別表第１  平18厚告523  別表第７の１の注４の６  平18厚告523  別表第７の１の注４の７  平18厚告523  別表第７の１の注５  平18厚告551の七のイ  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の１の注６  第５の１の注１の（1），（2）  平18厚告551の七のロ  平18厚告556 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （７）医療型短期入所サービス費（Ⅲ）については，区分１又は障害児支援区分１以上に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分１若しくは障害児支援区分１以上に該当し，かつ，医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロに適合しているものとして県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，医療型短期入所サービス費(Ⅰ)又は医療型短期入所サービス費（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定していないか。  （８）医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のイに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中のみの指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （９）医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のハに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中のみ指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （10）医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）については，区分１又は障害児支援区分１以上に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分１若しくは障害児支援区分１以上に該当し，かつ，医師により筋萎縮性側索硬化等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のハに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中のみの指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，医療型短期入所サービス費(Ⅰ)又は医療型短期入所サービス費（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定していないか。 | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注７  平18厚告236  平18厚告551の七のロ  平18厚告523  別表第７の１の注８  第５の１の注１の（1），（2）  平18厚告551の七のイ  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の１の注９  第５の１の注１の（1），（2）  平18厚告551の七のハ  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の１の注10  平18厚告551の七のハ | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
|  | （11）医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）については，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める施設基準」の七のイに適合しているものとして県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （12）医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）については，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，平成18年厚生労働省告示第523号別表第５の１の注１の(１)，(２)若しくは(３)に規定する利用者，重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の５に該当する者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める施設基準」の七のロに適合しているものとして県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （13）医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）については，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，区分１又は障害児支援区分１に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分１若しくは障害児支援区分１以上に該当し，かつ，医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の七のロに適合しているものとして県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に，１日に付き所定単位数を加算しているか。  ただし，医療型短期入所サービス費（Ⅳ）又は医療型短期入所サービス費（Ⅴ）の算定対象となる利用者については算定していないか。  （13－２）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）については，区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者に対して，共生型短期入所の事業を行う事業所において共生型短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （13－３）共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）については，区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者が，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注11  平18厚告551の七のイ  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の１の注12  平18厚告551の七のロ  平18厚告556  平18厚告523  別表第７-１-注13  平18厚告236  平18厚告551七のロ  平18厚告523  別表第７の１の注13の２  平18厚告523  別表第７の１の注13の３ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| （大規模減算）  　※単独型のみ  （情報公表未報告減算）  （業務継続計画未策定減算） | （13－４）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の６に該当する者に対して，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （13－５）共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第５号の６に該当する者に対して，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （14）基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）については，基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （15）基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）については，平成18年厚生労働省告示第523号別表第６の１の注３に規定する基準該当生活介護，基準該当自立訓練（機能訓練），基準該当自立訓練（生活訓練），平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準」の第54条の12の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令の第71条の６において準用する同令の第54条の12の規定による基準該当放課後等デイサービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （15－２）利用定員が20人以上であるとして県知事に届け出た単独事業所において，指定短期入所を行った場合には，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  ただし，11の定員超過特例加算を算定している場合は，算定していないか。  （15－３）法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （15－４）指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注13の４  平18厚告523  別表第７の１の注13の５  平18厚告523  別表第７の１の注14  平18厚告523  別表第７の１の注15  平18厚告523  別表第７の１の注15の２  平18厚告523  別表第７の１の注15の３  平18厚告523  別表第７の１の注15の４ | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| （身体拘束廃止未実施減算）  （虐待防止措置未実施  減算）  （福祉専門職員配置  等加算）  （地域生活支援拠点  　等加算） | （15－５）やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録されていない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することしているか。  （15－６）指定短期入所事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ①　当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ②　当該指定短期入所事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担　当者を置くこと。  （15－７）共生型短期入所サービス費については，共生型短期入所事業所が，地域に貢献する活動を行い，かつ，指定障害福祉サービス基準第125条の２第２号又は第125条の３第２号の規定により置くべき従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の①又は②に掲げる割合以上であるものとして県知事に届け出た共生型短期入所事業所において，共生型短期入所を行った場合に，当該割合に応じ，それぞれ①又は②に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ①　100分の35　　 15単位  ②　100分の25　　 10単位  （15－８）平成18年厚生労働省告示台551号「厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準ニに適合するものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において，利用者に対し，指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に，当該指定短期入所等の利用を開始した日について，所定単位数に100単位を加算しているか。  　　この場合において，平時から利用者の生活の状況等を把握するため，指定短期入所事業所等の従業者のうち，市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして県知事に届け出た上で，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の8に該当する者に対し，指定短期入所等を行った場合に，当該指定短期入所等の利用を開始した日について，更に所定単位数に200単位を加算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
|  | | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の注15の５  平18厚令171  第125条及び第125条の4準用（第35条の2第2項又は第3項）  平18厚告523  別表第7の1 の注15の６  平18厚令171  第125条及び第125条の4準用（第40条の2）  平18厚告523  別表第７の１の注15の７  平18厚告523  別表第７の１の注15の８  平18厚告551の七の二 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （定員超過減算）  （人員基準欠如減算）  **３　短期利用加算**  **３－２ 常勤看護職員等配置加算**  **３－３ 医療的ケア対応支援加算**  **３－４ 重度障害児・障害者対応支援加算** | （16）短期入所サービス費の算定にあたって，利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに指定単位数に乗じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に，同表の下欄に定める割合を指定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  （17）利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（２の(２）若しくは(４)又は(11)，(12)若しくは(13)を算定する場合を除く）は，短期入所サービス費を算定していないか。  指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（指定短期入所事業所等）において，指定短期入所又は共生型短期入所（指定短期入所等）を行った場合に，指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について，１年につき30日を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，指定短期入所等を行った場合に，当該指定短期入所等の利用定員に応じ，１日につき，所定単位数を加算しているか。  ただし，２の(16)に該当する場合は，算定していないか。  （１）福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，看護職員を必要とされる数以上配置した上で，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に，1日につき，所定単位数を加算しているか。  （２）福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に，1日につき，所定単位数を加算しているか。  福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，区分５若しくは区分６は障害児支援区分３に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に，１日につき，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合  的に支援するための法律に基づく指定障  害福祉サービス等及び基準該当障害福祉  サービスに要する費用の額の算定に関す  る基準等の制定に伴う実施上の留意事項  について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合  的に支援するための法律に基づく指定障  害福祉サービス等及び基準該当障害福祉  サービスに要する費用の額の算定に関す  る基準等の制定に伴う実施上の留意事項  について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の１の16  平18厚告550の三  平18厚告523  別表第７の１の注17  平18厚告523  別表第７の２の注  平18厚告523  別表第７の２の２注  平18厚告523  別表第７の２の３注１  平18厚告523  別表第７の２の３注２  平18厚告523  別表第７の２の４注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **４　重度障害者支援加算** | (１）重度障害者支援加算（Ⅰ）については，指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者に対して指定短期入所等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，２の(５)から(７)までに規定する医療型短期入所サービス費又は２の(８)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定していないか。  （２) 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準ホに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の十三に定める者が，区分６（障害児にあっては，これに相当する支援の度合）に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対し，指定短期入所等の提供を行った場合に，更に１日につき所定単位数に100単位を加算しているか。  （３）（２）が算定されている指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準ヘに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5の2号に該当する者に対し，指定短期入所等を行った場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  （４）重度障害者支援加算（Ⅱ）については，指定短期入所事業所等において、区分４以上（障害児にあっては，これに相当する支援の度合。（５）において同じ。）に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，イの重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は，加算していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の３の注１  平18厚告523  別表第７の３の注２  平18厚告523  別表第７の３の注３  平18厚告523  別表第７の３の注４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **５　単独型加算** | （５）重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準ホに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」第12号に該当する者が，区分４以上に該当し，かつ，平成18年厚生労働省告示第523号別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対し，指定短期入所等を行った場合に，更に１日につき所定単位数に70単位を加算しているか。  （６）（５）が算定されている指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準ヘに適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の2に該当する者に対し，指定短期入所等を行った場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  （１）単独型事業所において，指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，２の(５)から(７)までに規定する医療型短期入所サービス費又は２の(８)から(13)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定していないか。  （２）単独型事業所において，２の(２)の福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)，２の(４)の福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)，２の(６)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は２の(８)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して，入所した日及び退所した日以外の日において，18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に，当該利用者について，更に所定単位数に100単位を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の３の注５  平18厚告523  別表第７の３の注６  平18厚告523  別表第７の４の注１  平18厚告523  別表第７の４の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **６　医療連携体制加算** | （１）医療型連携体制加算（Ⅰ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費，医療型短期入所サービス費，医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者，平成20年厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）若しくは平成20年厚生労働省告示第67号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)（以下「精神科訪問看護・指導料等」）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成18年厚生労働省告示第523号別表第10の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については，算定していないか。  （２）医療型連携体制加算（Ⅱ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者については，算定していないか。  （３）医療連携体制加算（Ⅲ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度とし， 1日に付き所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者については，算定していないか。  （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度とし，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅰ），医療連携体制加算（Ⅱ）若しくは医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については，算定していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の５の注１  平18厚告523  別表第７の５の注２  平18厚告523  別表第７の５の注３  平18厚告523  別表第７の５の注４  平18厚告556 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度とし，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している利用者については，算定していないか。  （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して8時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき3人の利用者を限度とし，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者又は医療連携体制加算（Ⅲ）若しくは医療連携体制加算（Ⅴ）を算定している利用者については，算定していないか。  （７）医療連携体制加算（Ⅶ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員1人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。  （８）医療連携体制加算（Ⅷ）については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス費，医療型短期入所サービス費，医療型特定短期入所サービス費，医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅵ）までのいずれかを算定している利用者については，算定していないか。  （９）医療連携体制加算（Ⅸ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第２号の２・ニに適合するものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等において，指定短期入所等を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者については，算定していないか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の５の注５  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の５の注６  平18厚告556  平18厚告523  別表第７の５の注７  平18厚告523  別表第７の５の注８  平18厚告523  別表第７の５の注９ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| **7　栄養士配置加算**  **８　利用者負担上限額管理加算**  **９　食事提供体制加算** | （１）栄養士配置加算（Ⅰ）については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等について，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，第６の２の(５)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  ②　利用者の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。    （２）栄養士配置加算（Ⅱ）については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等について，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，(１)又は第６の２の(５)から(13)の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。  ①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  ②　利用者の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  指定障害福祉サービス基準第118条第１項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が，指定障害福祉サービス基準第125条又は第125条の４において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に，1月につき所定単位数を加算しているか。    低所得者等に対して，指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において，次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に，令和9年3月31日までの間，１日につき所定単位数を加算しているか。  ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理  栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  ③ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の６の注１  平18厚告523  別表第７の６の注２  平18厚告523  別表第７の７の注  平18厚告523  別表第７の８の注 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **10　緊急短期入所受入加算**  **11　定員超過特例加算**  **12　特別重度支援加算** | （１）緊急短期入所受入加算（Ⅰ）については，福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって，指定短期入所事業所等が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に定める者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，指定短期入所等を緊急に行った場合に，当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は，14日）を限度として，１日につき，所定単位数を加算しているか。  （２）緊急短期入所受入加算（Ⅱ）については，医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に定める者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，指定短期入所を緊急に行った場合に，当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は，14日）を限度として，１日につき，所定単位数を加算しているか。  指定短期入所事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に規定する者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，２－（16）に規定する利用者の基準を超えて，指定短期入所等を緊急に行った場合に，10日を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）特別重度支援加算(Ⅰ)については，医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の七に定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （２）特別重度支援加算(Ⅱ)については，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の七の二に定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，(１)を算定している場合には算定していないか。  （３）特別重度支援加算(Ⅲ)については，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の八に定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，（１）又は（２）を算定している場合には算定していないか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | |
|  | | |  | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の９の注１  平18厚告556の六  平18厚告523  別表第７の９の注２  平18厚告556の六  平18厚告523  別表第７の10の注  平18厚告556の六  平18厚告523  別表第７の11の注１  平18厚告556の七  平18厚告523  別表第７の11の注２  平18厚告556の七の二  平18厚告523  別表第７の11の注３  平18厚告556の八 | |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| **13　送迎加算**  **14　日中活動支援加算**  15　医療型短期入所受入前支援加算 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の二のイに定める送迎を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所事業所等（国又は地方公共団体が設置する指定短期入所事業所等を除く。）において，利用者に対して，その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の二のロに定める送迎を実施している場合は，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  次の①から③までの基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において，日中活動実施計画が作成されている利用者に対して，指定短期入所を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は，加算していないか。  　①　保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の職種の者（②において，「保育士等」という。）が共同して，利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。  　②　利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに，利用者の状態を定期的に記録していること。  　③　利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。  （１）医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)については，医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準チに適合するものにおいて，指定短期入所等を行った場合に，当該指定短期入所等を開始した日について，所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型短期入所サービス費を算定している場合には，算定していないか。  （２）医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)については，医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準リに適合するものにおいて，指定短期入所等を行った場合に，当該指定短期入所等を開始した日について，所定単位数を加算しているか。  ただし，福祉型短期入所サービス費を算定している場合には，算定していないか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第７の12の注１  平24厚告268の二  平18厚告523  別表第７の12の注２  平24厚告268の二  平18厚告523  別表第７の13の注  平18厚告523  別表第7の13の2の注1  平18厚告523  別表第7の13の2の注2 | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | | | |
| 16　集中的支援加算  **17　福祉・介護職員処遇改善加算**  **18　福祉・介護職員等特定処遇改善加算** | （１）集中的支援加算（Ⅰ）については，障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ，又はテレビ電話装置等を活用して，広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  （２）集中的支援加算（Ⅱ）については，障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定短期入所事業所等が，集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ，当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が，利用者に対し，指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次にに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から16までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から16までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から16までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生  労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が，利用者に対し，指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に，２から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない | | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第7の13の3の注1  平18厚告556の一の二  平18厚告523  別表第7の13の3の注2  平18厚告556の一の二  平18厚告543の二十  準用（二）  平18厚告543の二十一 | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | | |
| 19　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  20　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十一の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が，利用者に対し，指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は，２から16までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （１）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国，のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（２）において同じ。）が，利用者に対し，指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　２から16までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 　２から16までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　２から16までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数  （２）令和７年３月31日までの間，平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（（１）の加算を算定しているものを除く。）が，利用者に対し，指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から16までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から16までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から16までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から16までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から16までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数 | | | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合  的に支援するための法律に基づく指定障  害福祉サービス等及び基準該当障害福祉  サービスに要する費用の額の算定に関す  る基準等の制定に伴う実施上の留意事項  について」 | | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平18厚告543の二十一の二  平18厚告523  別表第7の14の注1  平18厚告543の二十  平18厚告523  別表第7の14の注2  平18厚告543の二十 | |  | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
|  | ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から16までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数  　　⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から16までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数  　　⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から16までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数  　　⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から16までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 | | |  | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  |  |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 令３厚令10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（令和３年１月25日，厚生労働省令第10号） |
| 告示 | 平18厚告236 | 厚生労働大臣が定める基準（平成18年３月31日，厚生労働省告示第236号） |
| 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告545 | 食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年９月29日，厚生労働省告示第545号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 平18厚告572 | 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年９月29日，厚生労働省告示第572号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年３月３日，厚生労働省告示第268号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1206002号 | 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日，障発第1206002号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |